

## 簡易公募型に準じた競争入札方式における手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成26年7月9日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 照屋 正史

### 1. 業務概要

(1) 業務名 平成26年度北部国道管内道路台帳付図更新及び用地境界確定外業務  
(電子入札対象案件)

#### (2) 業務内容

本業務は、国道58号（名護市宮里～名護市許田地内）における道路台帳付図の更新及び用地境界の明確化を図ることを目的とする。また、国道329号（石川BP旧道区間）において、占用物件の動向を調査し、道路管理上の基礎資料とするものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・基準点測量	1式
・地形測量	1式
・応用測量	1式
・用地測量	1式
・道路台帳作成	1式

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成27年3月20日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(6) 本業務は、低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

(7) 本業務は、調査基準価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(8) 本業務は、予定価格が500万円を超えて1,000万円以下の業務においては、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格の算定式に準じて算定した価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(9) 参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する試行業務である。

## 2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

### 2-1 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成25・26年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。
- 5) 別途発注済の「平成26年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」の受託者（一般社団法人沖縄しまたて協会）と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

### 2-2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

#### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 2-3 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の

「技術的適性」については、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

なお、本競争の参加者として指名するのは原則として10者とする。ただし、同評価の提出者が10者を超えて存在する場合又は、参加者が10者に満たない場合はこの限りではない。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号  
沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係  
電 話：0980-52-4350  
F A X：0980-52-1131

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間：平成26年7月9日（水）から平成26年8月18日（月）までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分から17時15分までとする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記3.（1）担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。  
この場合において、送料は希望者の負担とする。

#### (3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2. 2-1 2) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

#### (4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成26年7月16日（水）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成26年7月16日（水）17時15分までに上記3.（1）に必着とする。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記3.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合（記録媒体（CD-R等）での提出も可）は、持参又は郵送すること（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

#### (5) 指名通知予定の日

指名通知予定の日は平成26年8月1日（金）を予定する。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは、平成26年8月18日  
(月) 17時15分まで。

持参による場合の締め切りは、平成26年8月18日(月) 17時  
15分まで。

開札日時：平成26年8月19日(火) 9時00分

開札場所：〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号  
沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

#### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令86条の調査を行うものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙-2、3によるものとする。

③ 上記において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 本業務は、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するための対策として、第三者照査の実施を義務づけを行うものとする。

なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (10) 詳細は入札説明書による。